別表第三号（第４条第10項関係）

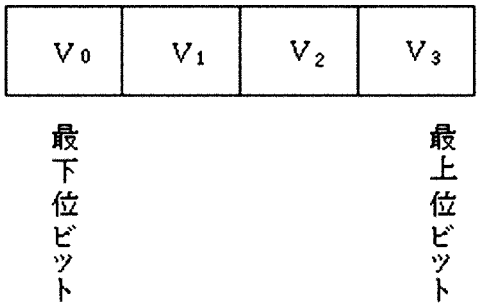
周波数（kHz）	スペクトルの相対振幅
$-0.7f_c < f \leqq 0.7f_c$	1
$-1.3f_c < f \leqq -0.7f_c$ $0.7f_c < f \leqq 1.3f_c$	$\cos\left(\frac{(\lvert f\rvert - 0.7f_c)\pi}{1.2f_c}\right)$
$f \leqq -1.3f_c$ $f > 1.3f_c$	0

注１　fは、多重副搬送波周波数からの差の周波数とする。
　２　f_cは、遮断周波数を表し、多重副搬送波を変調する信号の伝送速度の４分の１とする。
　３　πは、円周率を表す。

別表第四号（第５条第１項第２号関係）

１　フレーム行列の第２列から第181列までの符号を４列ごと及び１行ごとの４ビット単位に分割並びに第182列及び第183列の符号を２行ごとの４ビット単位に分割し、フレーム行列の第２列から第183列を４ビット単位の1547語に分割する。

２　符号化された音声信号１語の構成は、次に示すとおりとする。



３　次に示す番号順に符号化された音声信号をフレーム行列の第２列から第183列までに書き込むものとする。

	第二列	第三列	第四列	第五列	第六列	第七列	第八列	第九列	…	第四十四列	第四十五列	第四十六列	第四十七列	第四十八列	第四十九列	第五十列	第五十一列	第五十二列	第五十三列	第五十四列	第五十五列
第1行	1 V_0	V_1	V_2	V_3	35 V_0	V_1	V_2	V_3	…	1463 V_0	V_1	V_2	V_3	1497 V_0	V_1	V_2	V_3	V_0	V_1		
第2行	2 V_0	V_1	V_2	V_3	36 V_0	V_1	V_2	V_3	…	1464 V_0	V_1	V_2	V_3	1498 V_0	V_1	V_2	V_3	1531 V_2	V_3		
⋮	⋮				⋮				⋮	⋮				⋮				⋮			
第33行	33 V_0	V_1	V_2	V_3	67 V_0	V_1	V_2	V_3	…	1495 V_0	V_1	V_2	V_3	1529 V_0	V_1	V_2	V_3	V_0	V_1		
第34行	34 V_0	V_1	V_2	V_3	68 V_0	V_1	V_2	V_3	…	1496 V_0	V_1	V_2	V_3	1530 V_0	V_1	V_2	V_3	1547 V_2	V_3		

別表第五号（第５条第１項第４号関係）

　フレーム行列から第一列を除いた34行272列の行列の第r行第s列の符号をArsとしたとき、次に示す順序で読み出すものとする。

　jが１のとき　$A_{m8(m-1)+k}$

　jが１でないときでmが１から（35－j）のとき　$A_{m8(m+(j-2))+k}$

　jが１でないときでmが（36－j）から34のとき　$A_{m8(m-(36-j))+k}$

注１　jは、１から順に34まで増加させるものとする。
　２　kは、jのそれぞれの値に対して１から順に８まで増加させるものとする。
　３　mは、kのそれぞれの値に対して１から順に34まで増加させるものとする。

○総務省令第九十号

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第百十一条第一項及び第百二十一条第二項の規定に基づき、超短波デジタル多重放送に関する送信の標準方式を次のように定める。

平成二十三年六月二十九日　総務大臣　片山　善博

超短波デジタル多重放送に関する送信の標準方式

（目的）

第一条　この省令は、放送法（昭和二十五年法律第百三十二号。以下「法」という。）第百十一条第二項及び第百二十一条第二項の規定に基づき、基幹放送設備、特定地上基幹放送局等設備及び基幹放送局設備に適用される超短波デジタル多重放送（衛星基幹放送局（衛星基幹放送試験局及び基幹放送を行うための実用化試験局であって人工衛星に開設するものを含む。第六条を除き、以下同じ。）を用いて行われるものに限る。）に関する送信の標準方式を定めることを目的とする。

（定義）

第二条　この省令において使用する用語は、法、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）及び電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）において使用する用語の例による。

（データ信号の構成）

第三条　データ信号（データチャネルを用いて伝送される信号のうち、超短波放送の関連情報（標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十八号。以下「標準テレビジョン放送の標準方式」という。）第二十一条第二項第三号に規定する関連情報をいう。）以外の信号をいう。）の構成は、総務大臣が別に告示するところによるものとする。

（スクランブル等）

第四条　有料放送を行う場合であって、データ信号にスクランブル（国内受信者が設置する受信装置によらなければ受信することができないようにするために、信号波を電気的にかくはんすることをいう。以下同じ。）を行う場合には次の各号によるものとする。

一　スクランブルを行う範囲及びスクランブルの制御については、総務大臣が別に告示するところによること。

二　関連情報を当該有料放送の電波に重畳する場合は、データチャネルを使用するものであること。

（準用規定）

第五条　超短波放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十八号）第九条から第十一条まで及び第十二条第一項（音声信号の送出手順に関する規定を除く。）、標準テレビジョン放送の標準方式第十八条第二項及び第三項並びに第二十条の規定は、衛星基幹放送局を用いて行う超短波デジタル多重放送について準用する。

（衛星基幹放送局等に適用する規定）

第六条　超短波デジタル多重放送を行うための衛星基幹放送局（内外放送を行うためのものに限る。）、衛星基幹放送試験局及び衛星基幹放送を行うための実用化試験局であって人工衛星に開設するものの送信の方式のうちこの省令の規定を適用することが困難又は不合理であるため総務大臣が別に告示するものについては、この省令の規定によらないことができる。